

がん登録について

1. 概要

がん登録とは、がん患者について、診断、治療及びその後の転帰に関する情報を収集し、保管、整理、解析する仕組みのことを言う。

がん対策の企画立案や評価に際して、その基礎となるデータの把握・提供等をするためにがん登録は必要な制度であることから、がん対策基本法の附帯決議においては、「院内がん登録制度、地域がん登録制度の更なる推進と登録精度の向上並びに個人情報の保護を徹底するための措置について、(中略) 所要の措置を講ずること」とされ、また、がん対策推進基本計画においても、「重点的に取り組むべき課題」の一つとして位置づけられているところ。

2. がん登録の種類

- ① 地域がん登録：都道府県等が主体となり、管内のがんの状況を把握。地域のがん患者の発生状況等の把握を通じて、罹患、地域較差等を評価。
- ② 院内がん登録：医療機関が院内のがんに関するデータを把握。個々の医療機関におけるがん診療実態等を評価。
- ③ 臓器がん登録：学会等が主体となって臓器別のがんに関するデータを収集。病期分類、診断、治療等を評価。

3. 地域がん登録について

地域がん登録実施地方公共団体は以下の35道府県1市となっている。

地域がん登録を実施している地方公共団体

○ 実施 35道府県1市

(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、広島市、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県)

(平成21年12月現在)

- : 地域がん登録事業実施県
- : 地域がん登録事業未実施県



地域がん登録により登録されたがん罹患数(2004)は315,263件

4. 院内がん登録について

全国集計で年間約 33 万件の情報を収集（がん診療連携拠点病院院内がん登録 2007 年全国集計報告書）

がん診療連携拠点病院における院内がん登録実務者の経費等については、現在、がん診療連携拠点病院機能強化事業として国からの補助を行っている。

<参考>

○がん対策基本法附帯決議（平成 18 年 6 月参議院厚生労働委員会）

「院内がん登録制度、地域がん登録制度の更なる推進と登録制度の向上並びに個人情報の保護を徹底するための措置について、本法成立後、検討を行い、所要の措置を講ずること」

○がん対策推進基本計画（平成 19 年 6 月閣議決定）

「がん登録はがん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析する仕組みであり、がんの罹患率及び生存率など、がん対策の企画立案と評価に際しての基礎となるデータを把握・提供するとともに、がん患者を含めた国民に対して科学的知見に基づく適切ながん医療を提供するために必要なものである。」